

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名	(新規)	株式会社パソナ	事前	証明発行業務委託のため
令和4年4月1日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無	(新規)	再委託しない	事前	証明発行業務委託のため
令和5年2月6日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていないと認められる。  住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。  市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。  ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていないと認められる。  住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。  熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	同上	⑤本人又は同一の世帯に属する者からの請求による住民票の写し等交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」という。))第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。  番号利用法の別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	⑤本人又は同一の世帯に属する者からの請求による住民票の写し等交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索及び電子申請機能による届等の受領に関する事務(びったりサービス)  なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。  番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱うシステム ②システムの機能	(追加)	12.サービス検索・電子申請機能との連携 :サービス検索・電子申請機能で申請されたデータと連携する。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱うシステム ①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱うシステム ②システムの機能	(新規)	1.【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他システムとの接続	(新規)	申請管理システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	(新規)	申請管理システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(新規)	サービス検索・電子申請機能の申請データを取得し、既存住基システムに引き渡す機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他システムとの接続	(新規)	既存住民基本台帳システム	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和5年2月6日	III リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(追加)	<サービス検索・電子申請機能における措置> 専用線であるLGWAN回線を用いているため、盗聴による情報漏えい等の防止のため特定個人情報を保有するサーバとの通信を暗号化している。	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し